

平成23年(2011年)9月13日



# 埼玉県報

第 2 3 2 1 号  
平成 23 年 9 月 13 日  
火 曜 日

## 目 次

### 告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(川越比企地域振興センター\)](#)
- [埼玉県税条例の規定による申告等の期限の指定\(税務課\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [介護保険法による介護老人保健施設の開設の許可\(高齢介護課\)](#)
- [大規模小売店舗の新設に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の新設に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [彩の国デジタルアーカイブシステム開発業務委託に関する落札者等の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [県道上中森鴻巣線の区域変更\(北本県土整備事務所\)](#)
- [一般国道254号の区域変更\(本庄県土整備事務所\)](#)
- [一般国道254号の供用開始\(本庄県土整備事務所\)](#)
- [県道上中森鴻巣線の供用開始\(行田県土整備事務所\)](#)
- [県道加須北川辺線の供用開始\(行田県土整備事務所\)](#)
- [県道佐野古河線の区域変更\(行田県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)

### 正誤

- [埼玉県選管告示第121号中訂正\(選挙管理委員会\)](#)
- [埼玉県選管告示第153号中訂正\(選挙管理委員会\)](#)
- [埼玉県選管告示第12号中訂正\(選挙管理委員会\)](#)

## 告 示

埼玉県告示第千六百六十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年九月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十三年九月八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
NPO法人教育関係者のためのこの指とまれ
- 三 代表者の氏名  
猪野 和男
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県川越市吉田新町一丁目二番地二十七
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、川越地区に勤務する、新任教員・教員に対し、自殺問題や相談等を受け、教員が本来あるべき姿で安心して勤務できる環境を創造することで、教員資質の向上を目的とする。

## 告 示

### 埼玉県告示第六十七号

平成二十三年埼玉県告示第四百二十号（埼玉県税条例の規定による申告等の延長について）において別に告示で定めることとされている期日のうち、自動車税（普通徴収の方法によって徴収するものに限る。）に係るもので、その期限が平成二十三年三月十一日から同年十月三十日までの間に到来するものについては、同年十月三十一日とする。

平成二十三年九月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

埼玉県告示第六十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年九月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十三年九月六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人市民の患者学研究会

三 代表者の氏名

横 関 優

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市中央区上落合六丁目六番九号

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢社会が進展し、社会保障の給付と負担が大きな課題となるなか、県民に対し、健康の自己管理意識の醸成と医療制度の内容理解や医療者との必要な対話、さらには健康や医療を経済的視点で捉えること等を主要な構成要素とする「市民の賢い患者学」の普及活動を行うことにより、安心と納得が実感できる社会の実現に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第千六百十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第九十四条第一項の規定により、次のとおり介護老人保健施設の開設を許可した。

平成二十三年九月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

介護保険 事業所番号	施設名称	施設所在地	サービスの種類	開設者の名称又は氏名	許可年月日
1156580134	介護老人保健施設 ハートランド大宮	埼玉県さいたま市北区奈良町 120-2	介護老人保健施設	医療法人財団聖蹟会	平成 23 年 9 月 1 日
1152580062	介護老人保健施設 エスポワール所沢	埼玉県所沢市下富 1310-15	介護老人保健施設	医療法人社団明雄会	平成 23 年 9 月 1 日

# 告 示

埼玉県告示第千七十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年九月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベスタ本庄

埼玉県本庄市寿三丁目二百六十九番一外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社ベルク 代表取締役 原島功

埼玉県大里郡寄居町大字用土五千四百五十六番地

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ベルク 代表取締役 原島功

埼玉県大里郡寄居町大字用土五千四百五十六番地 外 計五者

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十四年五月三日

ニ 大規模小売店舗の店舗面積の合計

七千四百平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 五〇〇台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一〇五台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 三七一平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 五四立法メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時分から翌午前〇時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から翌午前〇時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 七か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十三年九月二日

二 縦覧期間

平成二十三年九月十三日から平成二十四年一月十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年九月十三日から平成二十四年一月十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課



# 告 示

埼玉県告示第七十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年九月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

アウトレットモールリズム（大井苗間ショッピングセンター）

埼玉県ふじみ野市うれし野二丁目十番三号

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

地元の住民生活に密着した業態転換について、近隣住民への十分な説明と合意形成を得ていただきたい。

所在地の近くに小学校があり、児童の登校時間に自動車での搬入や買い物客等の増加が予想されることから、店舗ならびに搬入業者へ交通安全の周知徹底を配慮願いたい。

建物から出る光に対して、近隣住民への配慮を徹底するよう努めていただきたい。

## 二 縦覧期間

平成二十三年九月十三日から平成二十三年十月十三日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

# 告 示

埼玉県告示第七十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年九月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

J R川越駅ビル

埼玉県川越市脇田本町一 八

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前）株式会社ルミネ 代表取締役 谷哲二郎

（変更後）株式会社ルミネ 代表取締役 新井良亮

## 八 変更年月日

平成二十三年六月二十四日

## 二 届出年月日

平成二十三年九月二日

## 二 縦覧期間

平成二十三年九月十三日から平成二十四年一月十三日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

### イ 意見書提出期間

平成二十三年九月十三日から平成二十四年一月十三日まで

### ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告 示

埼玉県告示第七十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年九月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）新三郷四街区計画

埼玉県三郷市新三郷ららシティ二丁目千百九十三 十四

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前）三井不動産株式会社 代表取締役 岩沙弘道

（変更後）三井不動産株式会社 代表取締役 菰田正信

## 八 変更年月日

平成二十三年六月二十九日

## 二 届出年月日

平成二十三年八月三十一日

## 二 縦覧期間

平成二十三年九月十三日から平成二十四年一月十三日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

### イ 意見書提出期間

平成二十三年九月十三日から平成二十四年一月十三日まで

### ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告 示

埼玉県告示第七十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年九月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）カスミ武里店

埼玉県春日部市大枝二 九 武里団地内二街区

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社カスミ 代表取締役 小濱裕正

茨城県つくば市西大橋五百九十九番地一

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社カスミ 代表取締役 小濱裕正

茨城県つくば市西大橋五百九十九番地一 外 計四者

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十四年五月三日

ニ 大規模小売店舗の店舗面積の合計

三千五百三十九平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一四六台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 三九二台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 八三平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 三二立法メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時分から翌午前〇時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から翌午前〇時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十三年九月二日

二 縦覧期間

平成二十三年九月十三日から平成二十四年一月十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年九月十三日から平成二十四年一月十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告 示

埼玉県告示第七十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年九月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量  
彩の国デジタルアーカイブシステム開発業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課映像コンテンツ担当 埼玉県さい  
たま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成23年7月7日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社PUC 東京都新宿区西新宿6丁目5番1号
- 5 落札金額  
45,150,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成23年5月10日

# 告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十三年九月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月十三日

埼玉県北本県土整備事務所長 野 川 達 哉

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 上中森鴻巣線

三 道路の区域



新	旧	旧 新 別
三 地 先 ま で	鴻 巣 市 大 字 袋 字 東 谷 一 七 五 〇 番 地  先 か ら 同 市 大 字 中 井 字 堀 三 二 九 番	区  間
	六 ・ 五 〇 〽 一 二 ・ 八 〇	敷 地 の 幅 員  ( メ ー ト ル )
	一 、 六 八 三 ・ 三 〇	延 長  ( メ ー ト ル )
う 迂 回 道 路	独 立 行 政 法 人 水 資 源 機 構 が 行 う 武 蔵 水 路 改 築 工 事 に 伴	備  考

# 告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十三年九月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月十三日

埼玉県本庄県土整備事務所長 内藤 敏 夫

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 二百五十四号
- 三 道路の区域

新 B	旧 B	旧 A	旧 新 別
児玉郡美里町大字猪俣字運命二三二 五番一地从先から同郡同町大字中里字 東宮平六二七番三地从先まで			区 間
一三・一〇 五七・五一	一三・〇〇 四六・四八	八・七九 二〇・七四	敷地の幅員 (メートル)
一、〇七九・七〇			延 長 (メートル)
平成十八年七月二十八日日本庄県土 整備事務所長告示第十五号の新道 の道路予定区域の一部変更及び旧 道の区域の一部除外。除外区域は 県道本庄寄居線及び県道小前田児 玉線として管理。			備 考

# 告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年九月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月十三日

埼玉県本庄県土整備事務所長 内 藤 敏 夫

路線名	二百五十四号
供用開始の区間	<p>児玉郡美里町大字猪俣字運命 二三二五番一地从先から同郡同 町大字中里字東宮平六二七番 三地从先まで</p>
供用開始の期日	<p>平成二十三年九月十三日 午後三時</p>
備考	<p>平成二十三年九月十三日埼玉県 本庄県土整備事務所長告示第五 号で告示した道路予定区域の供 用開始である。 延長一、〇七九・七〇メートル</p>

# 告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年九月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月十三日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉田 学

路線名	上中森鴻巣線
区 間	行田市大字小見字白鳥田 二五一番二地先から 同市大字若小玉字勝呂 二七七四番二地先まで
供用開始の期日	平成二十三年九月十三日
備 考	平成二十三年七月一日付け埼玉 県行田県土整備事務所長告示第 二十四号で告示した区域の供用 開始である。 延長五〇八・三七メートル （独立行政法人水資源機構が行 う武蔵水路改築工事に伴う迂回 道路）

## 告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年九月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月十三日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉 田 学



加須北川辺線	路線名
加須市上三俣字中野島八八五番一地从先から 同市上三俣字中野島八八七番一地从先まで	供用開始の区間
平成二十三年九月十三日	供用開始の期日
延長五四・八〇メートル	備考

# 告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第三十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十三年九月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月十三日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉 田 学

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 佐野古河線

三 道路の区域

新 B	新 A	旧 A	旧 新 別
加須市小野袋字谷田川通一 七二〇番口地先から 同市小野袋字谷田川通一七 二三番イ地先まで	加須市小野袋字谷田川通一 七一五番三地先から 同市小野袋字谷田川通一七 二三番イ地先まで	加須市小野袋字谷田川通一 七一五番三地先から 同市小野袋字谷田川通一七 二三番イ地先まで	区  間
八・六〇 二七・三〇	七・〇〇 九・〇〇		敷地の幅員 (メートル)
一一〇・〇〇	一一〇・〇〇		延長 (メートル)
堤防開削工事に伴う 迂回道路			備  考

# 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千五百二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年九月十三日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘

裕 子

## 一 許可番号

平成二十三年八月二十四日

指令越建セ第二二〇〇二七一号

## 二 検査済証番号

平成二十三年九月八日

越建セ第二二五 一号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町笠原一丁目九百十一番一、四、六、七、八、九百十二番

七、八

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町本田三 五 一七

加藤 勝司

## 正 誤

埼玉県選管告示第百二十一号（平成二十二年八月三十一日第二千二百十四号）中

訂正

ページ	行	
二	十七行目の後に次の二行を加える。	
公職の候補者の氏名		小泉 龍司 同上
公職の種類		衆議院議員 同上
	十九行目の後に次の二行を加える。	
公職の候補者の氏名		関口 昌一 同上
公職の種類		参議院議員 同上

## 正 誤

埼玉県選管告示第百五十三号（平成二十二年十月八日第二千二百二十五号）中訂

正

ページ 行

二 五行目の後に次の一行を加える。

公職の種類

衆議院議員

同

上

十五行目の後に次の二行を加える。

公職の候補者の氏名

新井 悦二

同

上

公職の種類

衆議院議員

同

上

# 正 誤

埼玉県選管告示第十二号（平成二十三年一月二十八日第二千二百五十七号）中訂

正

ページ 行

三 十九行目の後に次の二行を加える。

公職の候補者の氏名

関口 昌一

同 上

公職の種類

参議院議員

同 上

四 四行目の後に次の二行を加える。

公職の候補者の氏名

関口 昌一

同 上

公職の種類

参議院議員

同 上